

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年7月14日 00時20分ごろ
発生場所	静岡県御前崎市御前埼南東方沖 御前埼灯台から真方位137° 11海里付近 (概位 北緯34° 27.7' 東経138° 22.7')
事故の概要	コンテナ船 <sup>エヌワイケイ</sup> NYK CONSTELLATIONは、東進中、また、漁船 <sup>たくよう丸</sup> 拓洋丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 NYK CONSTELLATION（マーシャル諸島共和国籍）、55,534トン 9337626（IMO番号）、SANTA CLARA NAVIERA, S.A B 漁船 拓洋丸、4.7トン SO3-18537（漁船登録番号）、個人所有 第241-8155号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（マーシャル諸島共和国発給） 航海士A（中華人民共和国籍）、締約国資格受有者承認証 二等航海士（マーシャル諸島共和国発給） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷1人（船長B）
損傷	A バルバスバウに擦過傷 B 船首部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A 船は、船長A及び航海士Aほか22人（中華人民共和国籍）が乗り組み、法定灯火を表示して東進中、航海士Aが、目視及びレーダーで船首方に他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船がないと思い、カーテンで仕切られた船橋の船尾側でパソコンの操作を行っていてB船と衝突したことに気付かず航行を続けた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示して集魚灯を点灯し、船首を南西方に向けて錨泊していた。 船長Bは、右舷船尾部でむつ一本釣りをしていたところ、衝撃を感じ、B船と衝突したことを知った。
分析	A 船は、東進中、航海士Aが、前路に航行の支障となる他船がいな

	<p>いと思い、カーテンで仕切られた船橋の船尾側でパソコンを操作して見張りを行わずに航行を続けたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、釣りをしている周囲の見張りを適切に行わずに錨泊を続けたことから、A船の接近に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、A船が東進中、B船が錨泊中、航海士Aが、前路に航行の支障となる他船がないと思い、カーテンで仕切られた船橋の船尾側でパソコンを操作して見張りを行わずに航行を続け、また、船長Bが、釣りをしている周囲の見張りを適切に行わずに錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行中は、他船を見落とすことのないよう常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 錨泊中であっても、周囲の適切な見張りを行って接近する他船の早期発見に努め、必要に応じて衝突を回避する措置をとること。</li> </ul>